

Ⅶ ハラスメントとなりうる言動例

※以下で示す「言動例」はあくまで例示です。ハラスメントに該当する言動は他にもあり、また1つの言動例が、行われる場面によって別のハラスメントの言動例にあたる場合もあります。

■セクシャル・ハラスメントとなりうる言動例

1. 性的な内容の発言

(1) 性的な関心、欲求にもとづくもの

- ① スリーサイズを聞くことや「ちょっと太ったんじゃない」、「ちょっと痩せたんじゃない」など身体的特徴を話題にすること
- ② 卑猥な冗談を交わすこと
- ③ 体調が悪そうな女性に「今日は生理日か」、「もう更年期か」などということ
- ④ 性的な経験や性生活について質問すること
- ⑤ 性的な噂を立てたり、性的なからかいの対象とすること
- ⑥ 個人的な性的体験談を話すこと

2. 性的な行動

(1) 性的な関心、欲求にもとづくもの

- ① 性的な関係を強要すること
- ② 身体に不必要に接触すること
- ③ 食事やデートにしつこく誘うこと
- ④ 身体を執拗に眺め回すこと
- ⑤ 性的な内容の電話をかけた、性的な内容の手紙・メール・SNS を送ること
- ⑥ 雑誌等の猥褻な写真・記事等をわざと見せたり、読んだりすること
- ⑦ 猥褻な写真等をPCの壁紙にすること

(2) 性別により差別しようとする意識等にもとづくもの

- ① カラオケでのデュエットを強要すること
- ② 酒席で、上司の側に座席を指定したり、お酌やチークダンスを強要すること

■セクシャル・ハラスメントとなりうる性的少数者(LGBT)に対する言動例

- ・ 性的指向や性自認をからかひやいじめの対象とすること
- ・ LGBTであることをカミングアウトした人に対して嫌がらせを行うこと
- ・ 「ホモ」「オカマ」など、人格を認めない呼び方をすること
- ・ 「ホモは触るな」「レズは気持ち悪い」など嫌悪感を表す言動
- ・ 「えっ、君こっちなの？(逆手にした手のひらを顔に近づけるポーズ)」
- ・ 「同性愛とか性同一性障害とかの人って、ここにはいないよね」
- ・ LGBTの人に対して「OOさんって、男？女？どっちだかわからないよね」と述べる

■マタニティ・ハラスメントとなりうる言動例

1. 制度等の利用への嫌がらせ型

- ・ 妊婦検診のために休暇を取得したいと相談した女性学生等や女性教職員等に、上司等が「病院は休みの日に行くものだ」と言い、相談にのらないこと
- ・ 「産休・育休は認めない」、「もう来なくていいから退職届(退学届)を書きなさい」と発言すること
- ・ 「就職したばかりなのに妊娠して、産休・育休取るなんて図々しい」と発言すること
- ・ 育児時間を取得している女性学生等や教職員等に対し、同僚が「あなたが早く帰るせいでまわ

りの人は仕事が増え、迷惑している」と発言すること

2. 状態への嫌がらせ型

- 妊娠を伝えた女性学生等や教職員等に対し、「次の契約更新はしない」「他の人を雇うので早めにやめて欲しい」「退学（休学）しなさい」と発言すること
 - 切迫流産で入院した女性学生等や教職員等に、「もう来なくていいから退職届を書け」と発言すること
 - 妊娠したことを伝えた女性研究者に対して、指導教員が「子どもを取るか、研究を取るかどっちかにしろ」と発言すること
 - つわりがひどくて大学を休んだ女子学生に対して、指導教員が「学業に専念できないなら大学をやめてしまえ」と発言すること
 - 「大きなお腹でうろうろするな」、「目障り」、「迷惑」等の発言を行うこと。
- 「マタニティ・ハラスメント」ではありませんが、育児休業を申し出た男性学生等や教職員等に対する次のような言動もハラスメントになる可能性があります
- 育児休業を申し出た男性学生等や教職員等に対して、上司が「男が育休を取るなんてありえん」等の発言を行うこと
 - 育児休業を申し出た男性学生等や教職員等に対して、同僚が「お前が休みを取るせいでまわりの人は仕事が増え、迷惑している」と発言すること

■レイシャル・ハラスメントとなりうる言動例

- 特定の国、人種、民族の外国人に対する偏見や、国籍を理由に嫌がらせや不当な扱いを行うこと
- 教員が授業中、授業のテーマとは関係なく特定の国、人種、民族に対する不当な差別的言動を行うこと
- 留学生の文化的背景を無視して、日本人と同じ基準で振舞うよう強要すること
- 特定の国、人種、民族をからかうジョークを日常的に話すこと
- 授業、課外活動、職場でのいじめに人種的な侮蔑を用いること

■ジェンダー・ハラスメントとなりうる言動例

- 固定的な性別役割分担意識にもとづく次のような言動を行うこと
- 「男のくせに根性がない」、「女には仕事を任せられない」、「女性は職場の花であればいい」などと発言すること
 - 性別により差別しようとする意識等に基づいて、「男の子、女の子」、「僕、坊や、お嬢さん」、「おじさん、おばさん」などと人格を認めないような呼び方をする
 - 女性であるというだけで職場でのお茶くみ、掃除、私用等を強要すること

■その他ハラスメントとなりうる言動例

揶揄する意図や侮辱する意図でされた、年齢や容姿、能力などにかかわる以下のような発言はハラスメントにあたります。

- 「おじさん」、「おばさん」、「じじい」、「ばばあ」
- 「僕」、「坊や」、「お嬢さん」
- 「デブ」、「ブス」、「ブサイク」、「ハゲ」

- 「ばか」、「無能」